

※ 「『**国税庁ホームページ**』を利用した申告書の作成」については5ページを参照してください。

贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、60、61ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」をご活用ください。

税務署長 年 月 日 提出		令和 0 年 分 贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)		修正		FD 4 7 5 1	
提出用		住所 フリガナ 氏名 個人番号 又は 法人番号 生年月日		(電話 - -)		整理番号 補完 申告書提出年月日 申告書等延長年月日 出国年月日 死亡年月日	
マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記入が必要です。		B				名簿 財産細目コード 短期処理 訂正作成区分 確認 修正枚数	
「i 特例贈与財産分」は、特例贈与財産を取得した場合に記入します。		C		F		G	
「ii 一般贈与財産分」は、一般贈与財産を取得した場合に記入します。		E		H		I	
I 暦年課税分		II 一般贈与財産分		III 合計			
⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表背面をご確認ください。		⑧欄の税額の計算方法等については、申告書第一表背面をご確認ください。		⑨欄の税額の計算方法等については、申告書第一表背面をご確認ください。			
I 特例贈与財産分		II 一般贈与財産分		III 合計			
① 特例贈与財産の価額の合計額 (課税価格)		② 一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格)		③ 配偶者控除額 (右の事実該当する場合は、... 〇 私、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) (最高2,000万円) 円		④ 暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	
⑤ 基礎控除額		⑥ ⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)		⑦ ⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します。)		⑧ 外国税額の控除額	
⑨ 医療法人持分税額控除額		⑩ 差引税額 (⑦-⑧-⑨)		⑪ 相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の①の金額の合計額)		⑫ 相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	
I 暦年課税分		II 一般贈与財産分		III 合計			
⑬ 課税価格の合計額 (①+②+③)		⑭ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑩+⑪)		⑮ 農地等納税額		⑯ 株式等納税額	
⑰ 特例株式等納税額		⑱ 医療法人持分納税額		⑲ 事業用資産納税額		⑳ 申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)	
㉑ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)		㉒ 納税額 (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)		㉓ 申告期限までに納付すべき税額 (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)		㉔ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	
㉕ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉖ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉗ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉘ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㉙ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉚ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉛ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉜ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㉝ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉞ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㉟ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊱ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㊲ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊳ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊴ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊵ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㊶ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊷ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊸ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊹ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㊺ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊻ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊼ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊽ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㊾ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㊿ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋀ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋁ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋂ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋃ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋄ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋅ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋆ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋇ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋈ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋉ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋊ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋋ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋌ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋍ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋎ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋏ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋐ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋑ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋒ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋓ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋔ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋕ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋖ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋗ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋘ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋙ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋚ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋛ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋜ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋝ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋞ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋟ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋠ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋡ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋢ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋣ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋤ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋥ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋦ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋧ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋨ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋩ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋪ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋫ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋬ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋭ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋮ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋯ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋰ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋱ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋲ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋳ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋴ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋵ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋶ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋷ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋸ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋹ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋺ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋻ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋼ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋽ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)	
㋾ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)		㋿ 申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-㉔)					

記号	欄	書きかた									
㊦	「__税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。									
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。									
	「令和□□年分」	□の中に「4」と記入します。									
㊧	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。									
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。									
	「個人番号又は法人番号」	申告をする人のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入します。									
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入します。 【例：昭和 58 年 9 月 21 日生まれの場合】 <table><tr><td>3</td><td>5</td><td>8</td><td>.</td><td>0</td><td>9</td><td>.</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	3	5	8	.	0	9	.	2	1
	3	5	8	.	0	9	.	2	1		
「職業」	申告をする人の職業を記入します。										
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。									
	「生年月日」	贈与者の生年月日を㊧「生年月日」にならって記入します。									
㊩	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。									
㊪	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者が直系尊属である場合は、贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。贈与者が直系尊属以外である場合は、贈与者の続柄に応じて「6～8」のいずれかの数字を記入します。「5」又は「8」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。									
㊫	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、14ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。									
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 現金・・・・・・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ヘ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称									
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。									
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。									
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。									
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。									
	㊬	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
「財産の価額」		贈与を受けた財産の価額を記入します。									
㊭	「過去の贈与税の申告状況」	過去に、特例税率の適用を受けるために㊨に記入した贈与者との続柄を明らかにする書類を税務署に提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します（提出をしていない場合には記入しません。）。									
㊮	「不動産番号」	贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合で、贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略するときに記入します（「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類（27ページ）」を参照）。									

(2) 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（58ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和4年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

修正

F D 4 7 4 8

提出用		受贈者の氏名		A	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。B					
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)					
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
	住所	C	令和 年 月 日		
	フリガナ		D		
	氏名	続柄	令和 年 月 日		
住宅取得等資金の非課税分	生年月日	父 1、母 2 祖父 3、祖母 4 上記以外 5 ※5の欄に記入します。	令和 年 月 日		
	明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4	住宅取得等資金の合計額	35	E	
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(・)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
	住所		令和 年 月 日		
住宅取得等資金の非課税分	フリガナ		令和 年 月 日		
	氏名	続柄	令和 年 月 日		
	生年月日	父 1、母 2 祖父 3、祖母 4 上記以外 5 ※5の欄に記入します。	令和 年 月 日		
	明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4	住宅取得等資金の合計額	36	E	
住宅取得等資金の非課税分	住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)		37	E	
	贈与者の非課税の適用を受ける金額の計算	35のうち非課税の適用を受ける金額	38	E	
	贈与者の非課税の適用を受ける金額の計算	36のうち非課税の適用を受ける金額	39	F	
	贈与者の非課税の適用を受ける金額の計算	非課税の適用を受ける金額の合計額(38+39) (37の金額を限度とします。)	40	G	
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の非課税の適用を受ける金額の計算	35のうち課税価格に算入される金額(35-38) (35に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	41	G	
	贈与者の非課税の適用を受ける金額の計算	36のうち課税価格に算入される金額(36-39) (36に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	42	G	
	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。				
	不動産番号等の明細	不動産の種類	不動産番号	H	

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	I	税務署
----------------------------	---------	---	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。

記号	欄	書きかた
①	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
②	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
③	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（・）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 16 年 11 月 4 日生まれの場合】 3 1 6 ・ 1 1 ・ 0 4
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
	「取得した財産の所在場所等」	取得した財産が現金の場合は贈与者の住所を、預貯金等の場合は預入先店舗などの所在地及び名称を記入します。
④	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
⑤	「住宅資金非課税限度額」	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」と記入します（58ページ参照）。
⑥	「③⑤のうち非課税の適用を受ける金額」及び「③⑥のうち非課税の適用を受ける金額」	③⑦の住宅資金非課税限度額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が2人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が③⑦の住宅資金非課税限度額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します（③⑦の住宅資金非課税限度額を超えることはありません。）。
⑦	「③⑤のうち課税価格に算入される金額」及び「③⑥のうち課税価格に算入される金額」	③⑤の金額から③⑧の金額を控除した金額及び③⑥の金額から③⑨の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。
⑧	「不動産番号等の明細」	新築若しくは取得又は増改築等をした不動産に係る登記事項証明書の添付を省略する場合は、その不動産に係る土地建物の別、不動産番号等を記入します。 (注) 地番・家屋番号は、登記事項証明書等に記載されており、住居表示番号（○番号など）とは異なりますのでご注意ください。また、不動産番号は、登記事項証明書等に記載されている13桁の番号をご記入ください。
⑨	「所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

(3) 申告書第二表

相続時精算課税（53ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和 0 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）										修正		1 0 4 7 3 7	
受贈者の氏名													
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。													
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。										B		(単位：円)	
提出用	相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		種 類	細 目	利用区分・銘柄等	財 産 を 取 得 し た 年 月 日						
		フリガナ		所 在 場 所 等			財 産 の 価 額	数 量	単 価	固定資産税 評 価 額	倍 数		
		住所					令和 E 年		月		日		
		氏 名											
		続 柄					令和		年		月	日	
		生 年 月 日											
		父 1、母 2、祖父 3											
		祖母 4、1~4以外 5											
		明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4											
		財産の価額の合計額（課税価格）							26				
特別控除額の計算		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）					27						
		特別控除額の残額（2,500万円－27）					28						
		特別控除額（26の金額と28の金額のいずれか低い金額）					29						
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－29）					30						
		29の控除後の課税価格（26－29）【1,000円未満切捨て】					31				0 0 0		
		31に対する税額（31×20％）					32				0 0		
		外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					33						
		差引税額（32－33）					34						
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）									
		署	平成 令和 年分										
		署	平成 令和 年分	G									
		署	平成 令和 年分										
		署	平成 令和 年分										

↑--- (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

*	税務署整理欄	整理番号					名簿					届出番号				
		財産細目コード					確認									

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一)(令4.12)

記号	欄	書きかた								
㊦	「令和〇〇年分」	□の中に「4」と記入します。								
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。								
㊧	「次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（58ページ参照）の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。								
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点（ゝ）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。								
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。 贈与者の続柄に応じて「1～5」のいずれかの数字を記入します。 「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。								
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 <table><tr><td>3</td><td>1</td><td>6</td><td>.</td><td>1</td><td>1</td><td>.</td><td>0</td><td>4</td></tr></table>	3	1	6	.	1	1	.	0
3	1	6	.	1	1	.	0	4		
㊩	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、14ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。								
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 現金・・・・・・・・贈与者の住所 ホ 預貯金等・・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ヘ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ト その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称								
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。								
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。								
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。								
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。								
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。								
㊪	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。								
㊫	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。 なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高1,000万円）（注）は、この特別控除額に含まれませんのでご注意ください。 （注）平成21年12月31日以前に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例（旧租税特別措置法第70条の3の2）」の適用を受けた場合は、相続時精算課税に係る特別控除額（最高2,500万円）の他に、住宅資金特別控除額（最高1,000万円）の控除も可能とされていました。								
㊬	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。								